

12月17日15時00分公表

令和2年12月17日
内閣府(防災担当)

令和2年12月16日からの大雪による災害にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

1. 災害の概要

令和2年12月16日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県1市1町にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 南魚沼郡湯沢町 (みなみうおぬまくんゆざわまち)	12月17日	令和2年12月16日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・炊き出しその他による食品の給与等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官(防災担当)付
 参事官(被災者生活再建担当)付
 阿部、横田、森戸、柚上、山地
 TEL 03-5253-2111(内線51276)
 03-3503-9394(直通)